

Nikaho's Infomation

くらしの 掲示板



停電時の道路走行
余震や電力調整（計画停電）による停電の際は、信号機、道路照明灯、防犯街灯なども消灯します。すでに信号機の消灯が原因と思われる、交通死亡事故も発生しています。十分

- 注意しましょう。
- ◆ 不急の外出を避け、停電の時間外に用を済ませる
 - ◆ 交差点では減速し、徐行一時停止する
 - ◆ 運転者は周囲に気を配り、歩行者の安全を守る
 - ◆ 歩行者は、横断歩道のない場所を横断しない
 - ◆ 片側の車が止まっても、反対車線から車が！

風評に惑わされないで！
冷静な消費行動を！

震災により、憶測やうわさから『買い占め』や、一部地域産品の『買い控え』など、脅迫的な消費行動に走りがちです。インターネットや携帯メールで、根拠のない被ばくの予防・治療が紹介されたり、「他の人にも知らせて」というチェーンメールなども混乱の原因です。信頼できる情報か判断して、冷静な対応をしてください。
義援金に関する詐欺事件も発生しています。公的機関などを活用してください。消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

生活・環境

昭和の目可燃ごみ収集します

4月29日(金)昭和の日、仁賀保・金浦地域の燃えるごみは収集します。リサイクル紙も収集します。
当日前8時まで、ゴミステーションに出してください。

モミガライト(モミガラ燃料)の灰を再利用しませんか

午ノ浜温泉ロビーにモミガライト(籾殻を固めたバイオ燃料)のストーブが設置されています。燃焼後の灰は畑作の肥料などとして再利用できます。必要な方へ袋入りでお配りしています。
問合せ先 午ノ浜温泉(水曜 休館) ☎ 36・2910

公共下水道の供用開始

区域図面は、建設課下水道班(金浦庁舎)、各庁舎市民SCで縦覧できます。
開始日 平成23年4月1日
区域 平沢字天ヶ町の一部 象潟町字上狐森の一部
問合せ先 建設課下水道班 ☎ 38・3006

平成23年度にかほ市水質検査計画公表中

閲覧場所 ガス水道局、各庁舎市民SC
問合せ先 ガス水道局 ☎ 37・3131

ナラ枯れ被害木を駆除します

猛暑の影響で、昨年のナラ枯れ被害は前年を大きく上回っています。被害拡大を防止するため、県では5月末まで被害木へ薬剤注入処理を実施します。ご理解ご協力をお願いします。
問合せ先 由利地域振興局森づくり推進課 ☎ 22・8351

セーフティロードにかほ新入学児童・園児を交通安全から守ろう！

4月は黄色い帽子やランドセルカバーを身に付けた子どもたちなどが、通園・通学デビューします。交通ルールに慣れるまで、周囲が十分に注意しましょう。県内では高齢者の事故が多く、3月には『高齢者交通死亡事故多発警報』が発令されました。気持ちに余裕を持って交通安全を心がけましょう。
にかほ市では交通死亡事故ゼロを継続中です。

市内の交通事故発生状況

	3月中	累計
人身事故	2件	11件
死者数	0人	0人
負傷者数	2人	13人
物損事故	37件	140件

5月11日～20日 春の全国交通安全運動
①自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則を特

- に周知徹底)
- ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③飲酒運転の根絶

5月20日は、交通死亡事故ゼロを目指す日です

犬を飼い始める人は：
犬を飼う場合、登録が必要です。迷い犬が保護された時、飼い主のもとに帰れます。生後90日以上の未登録の犬は、早めに登録してください。飼い犬が死んだときや、住所を変更した場合も届出が必要です。
▼飼う犬が行方不明？
すぐに戻ってくるだろうと思わず連絡してください。保護されて飼い主が見つからないと、保健所に引き渡されてしまいます。
▼放し飼いは絶対にしない
※犬の放し飼いは県条例により禁止されています。
▼散歩のフンは持ち帰る
散歩の時に、フンを持ち帰らないのはマナー違反。※飼い犬のフンを処理しない

いと、「住みよい環境づくり条例」により罰せられる場合があります。

のら猫への対応

のら猫が、敷地内に居座ったり、フンをしたり。大声や大きな音で驚かすと、あまり寄らなくなります。飼う気がないのに、無責任に餌を与えたりすることはやめましょう。近所に迷惑がかります。責任をもって飼うか、近づけないようにしましょう。

不法投棄は犯罪です！

不法投棄は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

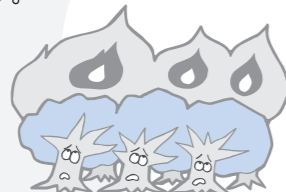
ごみ袋には必ず記名！

記名がないごみ袋によるごみ出しが増えていきます。ごみ出しのルールが守られないと、ゴミステーションのごみが搬出されず、地域にごみが滞留します。
悪質と判断された場合、出した人を調べて指導を行う場合があります。

平成23年全国山火事予防運動統一標語

「その油断 緑の森を 火の海に」

空気が乾燥し山火事が発生しやすい時期です。「火入れ」は必ず許可を受け、消火器具を準備して行いましょう。一人ひとりが火の取り扱いに注意し、山火事を防止しましょう。



- ①火入れは必ず市役所で許可を！
※火入れ(造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良)を行う周囲1km以内に森林がある場合、許可(7日前までに申請)が必要です。
- ②火災と紛らわしい煙または炎を発する行為をする場合は消防署に届出が必要です。
- ③枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- ④たき火などはその場を離れず、完全に消火する。
- ⑤強風や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ⑥タバコは必ず消す。ポイ捨てしない。
※気象条件によっては、届出された火入れであっても、延期をお願いすることがあります。

問合せ先
農林水産課林務水産振興班 ☎ 38-4303
仁賀保市民SC ☎ 32-3030
象潟市民SC ☎ 43-7500
消防本部 ☎ 38-2311